

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献することを経営理念としております。この経営理念のもと、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針について、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。)を制定し、当社ウェブサイトに開示しております。

<https://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf>

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

原則1－4＜政策保有株式＞

当社基本方針 第6条 (政策保有株式に関する方針)

また、本年度の状況は以下の通りです。

個別の政策保有株式について、保有目的、受取配当金、取引の状況、中長期的な取引拡大の可能性、事業シナジー、保有するリスク等を総合的に確認の上、当社の資本コストを認識しつつ、保有の適否を検証しました。その中で、政策保有意義を慎重に検討し保有の必要性が低下したと判断した銘柄については、売却を検討することを確認しました。

原則1－7＜関連当事者間の取引＞

当社基本方針 第8条 (関連当事者間の取引、誓約書の提出) 第1項及び第2項

原則2－6＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

当社は、規約型確定給付企業年金の管理、運営をスチュワードシップコードの受け入れを表明している運用機関に委託しております。

年金制度の適正な運用を図るため、人事担当役員、財務・経理担当役員、労働組合代表等で構成される年金委員会を設置しており、運用基本方針、運用管理、政策的資産構成割合の策定及び見直しや年金財政に関する事項などを審議し、その議事の内容を受益者に開示しています。

また、資産の運用においては、定期的に社内専門部署が利益相反を適切に管理できる体制を整えております。更に年金委員会の構成メンバーが各種研修へ参加することにより専門性の向上を図る取り組みを実施しています。

原則3－1＜情報開示の充実＞

(i) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画

当社基本方針 第2条 (経営理念及び基本的な考え方) 及び第14条 (経営戦略及び経営計画)

なお、当社グループは「ビジョン 2040 -エネルギーの未来に伝える-」及び「中期経営計画2018 -2022 -Growth & Value Creation-」及び「今後の事業展開～2050ネットゼロカーボン社会に向けて～」を策定し、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。

<https://www.inpex.co.jp/company/vision.html>

<https://www.inpex.co.jp/company/midterm.html>

https://www.inpex.co.jp/company/pdf/business_development_strategy.pdf

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご覧ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社基本方針 第26条 (取締役等の報酬)

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社基本方針 第24条 (取締役等) 及び第27条 (監査役)

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役の指名理由につきましては、「第15回 定時株主総会招集ご通知」の参考書類

(<https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/pdf/20210224-a.pdf>) 10ページから19ページまで、当社の監査役の指名理由につきましては、「第13回 定時株主総会招集ご通知」の参考書類 (<https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/pdf/20190527-a.pdf>) 24ページから29ページまでを各々ご覧ください。

なお、社外取締役及び社外監査役の指名理由につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項の [取締役関係] 及び [監査役関係]」において公表しておりますのでご参照ください。

補充原則4-1-1＜経営陣に対する委任の範囲＞

当社基本方針 第13条（取締役会の役割・責務）第3項

補充原則4-1-3＜後継者計画＞

当社基本方針 第31条（後継者計画）

原則4-9＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

当社基本方針 第28条（独立性基準）及び別紙2（社外役員の独立性に関する基準）

補充原則4-11-1＜取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方＞

当社基本方針 第15条（取締役会の構成）第1項及び第3項

補充原則4-11-2＜取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況＞

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、定時株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、開示を行っております。

<https://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>

<https://www.inpex.co.jp/ir/library/securities.html>

補充原則4-11-3＜取締役会全体の実効性についての分析・評価＞

当社は、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に検証し、課題の抽出と改善の取組みを継続していくことを目的として、取締役会全体の実効性の評価を毎年実施し、その結果の概要を開示することとしております。この方針に基づき、第6回目となる2020年度の評価を実施いたしました。評価方法及び結果の概要は以下のとおりです。

【評価方法】

2020年8月開催の社外取締役と監査役の会合において、前年度の実効性評価結果より抽出された課題に対する進捗状況について中間振り返りを行いました。併せて、第三者評価機関の起用を含む、今年度の実効性評価の具体的な実施方法について議論を行い、その結果、第三者評価機関として外部の大手法律事務所を起用して、アンケート内容・構成、取締役会事務局の集計・分析手法及び改善案の妥当性の確認を行うこととしました。

その後、11月開催の取締役会において、今年度の実施方針、第三者評価機関からのレビューを受けた事務局作成のアンケート内容・構成など、今年度の実効性評価項目について審議しました。

評価項目は、各取締役及び監査役の自己評価に加え、取締役会の構成、運営、役割・責務、指名・報酬諮問委員会の運営、前回評価での課題の改善状況などとし、12月に全ての取締役及び監査役に対して完全無記名のアンケート調査（WEB形式）を実施しました。より具体的な意見の吸い上げのために、多くの質問に自由記述欄を設けました。

その後、事務局にてアンケート回答結果の集計及び分析を行い、その集計・分析手法及び改善案ドラフトの妥当性に関して第三者評価機関による確認・指摘を受けた上で、2021年1月の社外取締役・監査役と代表取締役との会合において、集計・分析結果及び今後の課題と取組みについて議論を行い、2月の取締役会において、次のような評価結果を確認しました。

【評価結果の概要】

- ①取締役会全体の実効性は、全体として前年に引き続き十分に確保されているという評価が得られました。
- ②特に、取締役会に先立つ非常勤役員向け事前説明の充実や審議時間の目安の事前提示など実質的な審議時間を確保するための取組みの継続、「審議事項」として中長期的視点等からの議論が必要なテーマに特化した議論の実施、気候変動に関する社外専門家による取締役会向け講演・意見交換会の実施、新型コロナウイルス感染症拡大対応としてのオンライン開催等が評価され、取組みの継続が求められました。
- ③取締役会の更なる実効性の確保に向け、継続的・短期的あるいは中期的な取組みとして、以下の課題が設定されました。
 - ・事業環境の変化を踏まえた経営戦略の議論の一層の充実
 - ・取締役会における議論の更なる活性化
 - ・取締役会の在り方に係る議論の深化
 - ・グループガバナンスの在り方に関する議論の機会の確保

なお、第三者評価機関より、事務局による評価結果の集計・分析は適切に行われており、それらにより導き出された上記課題設定は妥当であるとの評価を得ております。

当社は、今回の評価結果を踏まえて、引き続き、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

補充原則4-14-2＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞

当社基本方針 第32条（トレーニング方針）

原則5-1＜株主との建設的な対話に関する方針＞

当社基本方針 第33条（株主との建設的な対話）及び別紙3（株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針）

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
経済産業大臣	276,922,800	18.96
石油資源開発株式会社	106,893,200	7.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	106,437,300	7.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	59,699,100	4.09
ENEOSホールディングス株式会社	43,810,800	3.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	27,530,000	1.89

日本証券金融株式会社	24,209,700	1.66
SMB C日興証券株式会社	21,957,900	1.50
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー505234	17,373,143	1.19
ザバンクオブニューヨークメロン140051	16,988,100	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※上記「大株主の状況」は、2020年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	鉱業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式は、経済産業大臣に対して発行しております。また、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません（ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません）。

経営上の一定の重要事項は、「取締役の選解任」、「重要な資産の全部または一部の処分等」、「定款変更」、「統合」、「資本金の額の減少」及び「解散」であります。このうち「取締役の選解任」及び「統合」については、当社普通株式について公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、甲種類株主総会の決議が必要となります。

経済産業大臣は、甲種類株式による拒否権の行使（甲種類株主総会における不承認の決議）について、平成18年4月3日経済産業省告示第74号をもって甲種類株式の議決権行使の基準を制定しております。経済産業大臣が拒否権を行使できる場合は、上記重要事項ごとに、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、又は「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」、又は「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」となっております。同基準は平成20年10月1日付の当社商号変更に伴う一部記載の変更のため、平成20年10月9日経済産業省告示第220号において改めて告示され、また、定款変更等の条数変更に伴う一部記載内容の変更のため、令和元年6月24日経済産業省告示第37号において改めて告示されております。

このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的な実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、したがって甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社としては、甲種類株式による拒否権の対象が限定され、拒否権行使についても同基準の設定がなされていることにより、当社の経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、またその影響が必要最小限にとどまるよう設計されているものと考えております。

なお、甲種類株式に関する詳細な内容につきましては、2021年3月26日付『有価証券報告書』第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」等をご参照下さい。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳井 準	他の会社の出身者											
飯尾 紀直	他の会社の出身者											
西村 篤子	その他											
木村 康	他の会社の出身者											
荻野 清	他の会社の出身者											
西川 知雄	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

柳井 準	○	同氏は、三菱商事(株)の代表取締役副社長でありましたが、2016年6月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループとの取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内です。 なお、当社グループは同社グループとの間に原油・天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の連結売上原価の0.2%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結収益及び連結原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.1%未満であります。 また、同氏は、(株)近鉄エクスプレスの社外取締役を兼任しております。同社グループとの間に特別の利害関係はありません。	資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
飯尾 紀直	○	----	資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
西村 篤子	○	同氏は、大成建設(株)の社外取締役を兼任しておりますが、同社グループとの間に特別の利害関係はありません。	外交官としての豊富な経験を通じて培われた国際情勢に関する幅広い見識に加え、資源・エネルギー分野における知見も有しており、また、多様で幅広い助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
木村 康	○	同氏は、当社の上位10名以内の株主であるENEOSホールディングス(株)の代表取締役会長でありましたが、2018年6月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループとの取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内です。なお、当社グループは同社グループとの間に原油・天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の連結売上高の8.7%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも1.5%未満であります。 また、同氏は、日産自動車(株)の社外取締役を兼任しておりますが、同社グループとの間に特別の利害関係はありません。	資源・エネルギー業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

荻野 清	○	同氏は、当社の上位10名以内の株主である石油資源開発(株)の代表取締役副社長でありましたが、2017年6月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループとの取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内です。なお、当社グループは同社グループとの間に原油・天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.6%未満であります。	石油ガス開発業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
西川 知雄	○	――	弁護士としての豊富な経験から、企業法務の専門的知見に基づいた企業経営に関する十分な見識を有するとともに、国際取引分野を始めとする法律知識に基づいた幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役等の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として2017年1月に指名・報酬諮問委員会を設置、取締役等の指名と報酬について審議し、取締役会に答申しております。2021年3月25日開催の臨時取締役会において、改めて社内取締役2名、独立社外取締役3名が本委員として選任され、同日付にて就任しました。本委員会の委員構成は本書12ページに記載のとおりです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人 EY新日本有限責任監査法人と年5回の定例会合及び随時会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の報告を受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。

監査役は、内部監査部門（監査ユニット）の年度監査計画の策定に際して意見交換を行ない、監査ユニットが実施した内部監査の報告を四半期毎に受けております。さらに、常勤監査役は、監査ユニットが実施した内部監査、財務報告に係る内部統制評価の状況等について随時報告を受けられるよう、年10回程度の定例会議を開催する等、監査ユニットと日ごろより連絡を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
外山 秀行	他の会社の出身者													
三宅 真也	他の会社の出身者													
秋吉 満	他の会社の出身者													
木場 弘子	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
外山 秀行	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識及び弁護士としての専門知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
三宅 真也	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	国際金融・財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
秋吉 満	○	同氏は、みずほ丸紅リース㈱の代表取締役社長を兼任しておりますが、同社グループとの間に特別の利害関係はありません。 また、同氏は、㈱コンコルディア・フィナンシャルグループの社外取締役を兼任しておりますが、同社グループとの間に特別の利害関係はありません。	財務及び経営等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

木場 弘子	○	----	フリーキャスター、大学の教員としての豊富な経験と見識に加え、総合資源エネルギー調査会や産業構造審議会等の公職を歴任し、多様で幅広い知識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同第226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
-------	---	------	---

[独立役員関係]

独立役員の人数

10 名

その他独立役員に関する事項

当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- 1 当社の主要株主（直接又は間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者
- 2 当社を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
- 3 当社の主要な取引先（*2）又はその業務執行者
- 4 当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 当社又はその子会社の会計監査人（当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。）
- 6 当社又はその子会社から、過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄附又は助成を受けている者（ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去3年平均で、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える団体の理事その他業務を執行する役員。）
- 7 直近3年間に於いて、上記1から6のいずれかに該当していた者
- 8 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者（*3）を除く。）の二親等以内の親族
 - （1）上記1から7のいずれかに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （4）直近3年間に於いて上記（2）若しくは（3）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- 9 前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高が当該取引先の連結売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。

*2 「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結売上高等が当社の連結売上高の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。

*3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1から3の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4及び5の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）を想定している。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の全員について、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、独立役員との関係に関し、役員の属性に係る取引高の軽微基準として、以下の背景に鑑み、「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」を定めております。

(背景)

当社の使命は、国内外で生産する石油・天然ガスの安定供給を確保することですが、販売形態は石油元売り会社、電力会社および都市ガス事業者等に対する卸売りがほとんどであり、自ずと販売先が限定されるという特徴があります。

また、当社の販売先数は、業界の再編による企業統合等により減少してきており、一つの取引先に占める取引割合が相対的に高くなる傾向にあります。これらに加え、石油・天然ガス等の価格は国際市場において形成されており、当社あるいは特定の企業が恣意的に設定することができない特殊性があります。

このため、当社の役員が当社の一定の取引先企業の出身者等であることにより、その者との間で特別に有利な取引を行えるとは言えず、このことのみにより独立性を損なうものではないと考えております。

さらに、以上の特殊性も踏まえ、当社取締役が会社法上の競業禁止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識を持って経営に当たり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。

(軽微基準)

・当社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、並びに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める当社との取引高の割合が、いずれも15%未満であること。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と中長期的な当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意欲及び株主価値最大化への貢献意識を一層高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

なお、当社は、2018年6月26日開催の第12回定時株主総会における決議に基づき、取締役等を対象とした株式報酬制度を導入しております。この制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しています。BIP信託の内容は「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容（取締役報酬）8.（株式報酬）をご参照ください。

また、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員が、当社の継続的かつ中長期的な企業価値の向上に努めることを促す観点から、自社株式購入に関するガイドラインを制定し、同ガイドラインに基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員は、月額報酬から毎月一定額を拠出して自社株式を購入しており、これら自社株式について役員退任時までの保有を義務付けております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。

〔役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数〕

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	賞与	株式報酬	対象となる役員の員数
取締役（社外取締役を除く）	447百万円	381百万円	54百万円	11百万円	9名
監査役（社外監査役を除く）	31百万円	31百万円	-百万円	-百万円	1名
社外役員	156百万円	156百万円	-百万円	-百万円	10名

〔注〕1. 上記の員数には、2020年3月25日開催の第14回定時株主総会終結時に退任した取締役1名が含まれております。

2. 当社には退職慰労金制度はありません。

3. 取締役の基本報酬は、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会において月額4,700万円以内（うち社外取締役に對して月額600万円以内）と決議されております。2021年3月25日開催の第15回定時株主総会終結直後の取締役は14名（うち社外取締役は6名）です。

4. 監査役の基本報酬は、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、月額1,000万円以内と決議されております。2021年3月25日開催の第15回定時株主総会終結直後の監査役は5名です。

5. 賞与額は、2021年3月25日開催の第15回定時株主総会において当事業年度末時の取締役のうち社外取締役を除く8名に対して総額5,400万円を支給する旨の決議に基づく金額です。

6. 当社は、2018年6月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員の株式報酬（役員報酬BIP信託）の導入を決議しております。2021年3月25日開催の第15回定時株主総会終結直後の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）は8名です。上記の株式報酬は、取締役に対する役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額であります。

〔提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等〕

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

〔使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの〕

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものはありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、同委員会の答申を受け、取締役会で以下のとおり取締役及び監査役の報酬の額又はその算定方法の決定方針を定めております。

〔取締役報酬〕

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. (報酬等の構成)

取締役(社外取締役を除く。)の報酬の構成は、基本報酬、賞与(業績連動報酬)及び株式報酬の3種類とし、社外取締役は基本報酬のみとする。

2. (報酬等の支給目的)

基本報酬は、役位ごとの職務内容を踏まえて毎月固定額を支給し、賞与は、中長期的な視点から会社業績等を踏まえて支給する。
株式報酬は、中長期的な当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役の企業価値増大への貢献意識及び株主価値最大化への貢献意欲を一層高めることを目的に役位等に応じて当社株式(及び一部金銭)にて取締役の退任後に交付する。

3. (報酬等の決定方法)

取締役の報酬は、指名・報酬諮問委員会において審議し、同審議結果を踏まえ、株主総会で承認された内容及び金額の枠内とし、個人別の各種別報酬の支給額等、報酬に関する具体的な事項については、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が、委員の半数以上を独立社外取締役を含む社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会での審議内容に基づき決定する。

4. (報酬額の妥当性の検証)

取締役の基本報酬、賞与及び株式報酬の決定に際し、指名・報酬諮問委員会において複数の外部報酬調査機関による本邦大手企業及びエネルギー関連企業における役位ごとの報酬水準の調査結果を参照し、当社報酬水準の妥当性を検証する。

5. (種類別報酬の割合)

当社の主たる事業は、世界各地における石油・天然ガスを始めとするエネルギーの開発・生産・供給という日本のエネルギー安全保障や社会的基盤の維持に資する事業であり、対象鉱区の取得から油・ガス田の生産開始に至るまでに長期間を要する資本集約型事業であることに鑑み、中長期の業績の安定及び向上を重視して、各報酬(基本報酬、賞与及び株式報酬)の割合を設定する。

6. (基本報酬)

基本報酬については、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会における決議に従い月額4,700万円以内(うち社外取締役に對して月額600万円以内)を支給総額とし、役位ごとの職務内容を踏まえ、指名・報酬諮問委員会での答申を受けて取締役会において算定する。

7. (賞与)

業績連動報酬である賞与については、会社業績との連動性を高めるため、最も主要な指標として親会社株主に帰属する当期純利益及び営業キャッシュフローを採用し、その他主要な指標としてネット生産量や主要プロジェクトの進捗等の石油・ガスの探鉱・開発企業としての主要な事業運営の実績を加味し、これに、気候変動対応を含むESG評価及びHSEパフォーマンスや複数の外部調査機関から入手したエネルギー関連企業における報酬水準のデータ等を総合的に勘案して算定する。

8. (株式報酬)

株式報酬については、2018年6月26日開催の第12回定時株主総会における決議に従い、以下の内容による役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みによる株式報酬制度に基づき取締役等へ交付する。なお、本制度の運用は、同年8月9日開催の取締役会決議により制定された株式交付規程に従うこととする。

① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

- ・当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。)
- ・当社の執行役員(国内非居住者を除く。)

② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が抛出する金員の上限

- ・5年間の取締役等の職務執行期間を対象として、合計2億円

取締役等が取得する当社株式の数(換価処分の対象となる株式数を含む。)の上限及び当社株式の取得方法

- ・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限は4万ポイント(4万株)(5年間合計で20万ポイント(20万株))
- ・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限について、1ポイント=当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済株式総数(2018年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.003%
- ・当社株式は、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない

③ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

- ・退任後

(監査役報酬)

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しており、株主総会で承認された金額の枠内で監査役の協議にて決定しております。

業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由

上記取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針7. 賞与に従い決定しております。

業績連動報酬額の決定方法

上記取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針3. 報酬等の決定方法に従い決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役による経営監督機能をサポートするため、取締役会資料は原則3日前までに事前提供し、重要な議案については事前説明を実施しております。

また、社外監査役をはじめとする監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を置いており、当該監査役補助者は、監査役の指示に従いその職務を行っております。

更に、社外取締役や監査役、代表取締役による定期会合を年数回開催し、経営上の重要なテーマについて幅広く意見交換する機会を設けております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
相岡 雅俊	相談役	経験を活かした国際交流等の対外活動（経営非関与）	非常勤・報酬有	2008/9/30	上限年齢内規あり
黒田 直樹	相談役	経験を活かした国際交流等の対外活動（経営非関与）	常勤・報酬有	2010/6/23	上限年齢内規あり
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			2 名		
その他の事項					

・相談役は、取締役会の決議により選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- [取締役会]
取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性・透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務としております。
当社の取締役会は14名で構成され、うち6名は社外取締役であります。取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営戦略や重要な業務執行について審議・決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。
また、グローバルな経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化するため、取締役の任期について1年としております。
- [経営会議]
業務執行の決定に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決議事項に属さない事項についての機動的な意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っております。経営会議は毎週ないし適宜開催されます。
- [執行役員制度]
急速に変化する経営環境及び業務の拡大に的確・迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制の明確化を図るとともに、一層機動的かつ効率的な経営体制を構築しております。なお、執行役員の任期については、事業年度毎の執行責任をより明確化するため、1年としております。
- [監査役及び監査役会]
(組織及び人員)
当社は監査役制度を採用し、5名の監査役により監査役会を構成し、うち4名は社外監査役であります。
これらの社外監査役4名は、当社の事業や財務・会計・法務等の分野に関する豊富な経験と知識を有しており、それらを監査業務に活かしております。
また、監査役の職務遂行を補助するため、執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、これに必要な適正な知識、能力を有する専任の使用人を2名配置しております。
- [監査役及び監査役会の活動状況]
a) 当事業年度に開催した監査役会と個々の監査役の出席状況
当事業年度は合計14回開催し、以下のとおり全監査役がすべての監査役会に出席しております。
- | 役 職 | 氏 名 | 当事業年度の監査役会出席率 |
|------------|------|---------------|
| 常勤監査役 | 日俣 昇 | 100% (14/14回) |
| 常勤監査役 (社外) | 外山秀行 | 100% (14/14回) |
| 常勤監査役 (社外) | 三宅真也 | 100% (14/14回) |
| 監査役 (社外) | 秋吉 満 | 100% (14/14回) |
| 監査役 (社外) | 木場弘子 | 100% (14/14回) |
- b) 監査役会の活動状況
監査役会は、原則として取締役会開催同日に月次で開催されるほか、必要に応じて開催されております。監査役会は、監査計画を含む法定事項などを決議するほか、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、監査役間で、監査活動で把握した課題等につき情報共有を図るとともに、必要に応じて議論を行っております。
- c) 監査役の活動状況
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて議案に関する説明の聴取や意見陳述を行っております。
また、定期的に代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築・運用状況等を確認しているほか、各取締役の業務執行状況を把握するため、ヒアリングを定例化しております。
常勤監査役は、これに加え、週1回ないし適宜開催される経営会議および適宜開催されるコンプライアンス委員会への出席、稟議書の閲覧等による情報収集を行い、必要に応じて担当部署に対するヒアリング、担当部署からの報告等を受けております。
さらに、常勤監査役は、コンプライアンス担当役員より、内部通報の内容及びその対応について速やかに報告を受けております。
なお、当事業年度の主要な事業所の監査については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、現場往査は見送り、すべて遠隔対応としており

ます。

〔内部監査〕

事業活動に係る内部統制の監督機能を強化するために、業務執行部門から独立した内部監査部門として社長直属の監査ユニット（2021年4月1日現在で専任11名）を設置しております。監査ユニットは、当社及び当社グループ会社の経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備・運用状況、業務プロセスの有効性・効率性等について、部門別または部門横断的に行う内部監査を通じて検証し、改善すべき事項等を識別しております。監査結果は取締役会、監査役会、社長及び常勤監査役へ報告し、会計監査人とも共有しております。改善すべき事項はその是正完了までフォローし、役員及び従業員の内部統制への意識の向上及び定着に貢献しております。

〔会計監査〕

会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人より受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は、以下のとおりとなっております。

・継続監査期間

45年間

・業務を執行した公認会計士の氏名

古杉 裕亮、高橋 聡、吉田 剛

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士：26名、会計士試験合格者等8名、その他：22名

〔監査公認会計士等に対する報酬の内容〕

第15期事業年度における監査公認会計士等に対する報酬の内容は、以下のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬 当社 228百万円、連結子会社 73百万円

非監査業務に基づく報酬 当社 14百万円、連結子会社 12百万円

〔その他の重要な報酬の内容〕

当社の在外連結子会社のINPEX Ichthys Pty Ltd等はErnst & Youngに対して、現地法定監査の報酬を支払っております。

〔監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容〕

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、IFRS適用に関する助言・指導業務等であります。

〔監査報酬の決定方針〕

監査報酬は、監査計画・監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で、決定しております。

〔監査役の機能強化に向けた取組状況〕

〔監査役室〕

監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置いております。

〔会計監査人との連携〕

監査役は、会計監査人 EY新日本有限責任監査法人と年5回の定例会合及び随時会合を持ち、監査の計画・方針の聴取をはじめ、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査を含む必要な報告を受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。

〔内部監査部門との連携〕

監査役は、内部監査部門（監査ユニット）の年度監査計画の策定に際して意見交換を行ない、監査ユニットが実施した内部監査の報告を四半期毎に受けております。さらに、常勤監査役は、監査ユニットが実施した内部監査、財務報告に係る内部統制評価の状況等について随時報告を受けられるよう、年10回程度の定例会議を開催する等、監査ユニットと日ごろより連絡を密にしております。

〔重要会議への出席〕

取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて議案に関する説明の聴取や意見陳述を行っております。

〔代表取締役との定期的会合〕

年1回、代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築・運用状況等を確認しております。

〔取締役との会合〕

各本部の取締役から業務執行の状況をヒアリングするための会合を定例化しております。

〔社外取締役との連携〕

社外取締役と定期会合を持ち、当社の現状について幅広く意見交換をすることで適切な連携を確保しております。

〔常勤監査役連絡会〕

常勤監査役間の情報の共有化、各監査役監査の実効性の向上を目的として、定期的に連絡会を開催し、執行部門からのヒアリングを行い、監査役間での意見交換を行っております。

〔各種委員会〕

コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、「指名・報酬諮問委員会」、「経営諮問委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「CSR委員会」をそれぞれ設置しております。概要は以下のとおりです。

〔指名・報酬諮問委員会〕

取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として2017年1月に指名・報酬諮問委員会を設置、取締役等の指名と報酬について審議し、取締役会に答申しております。2020年度は5回開催しました。また、2021年3月25日開催の臨時取締役会において、改めて社内取締役2名、独立社外取締役3名が本委員として選任され、同日付にて就任しました。

最終更新日現在の委員は以下のとおりであります。

委員長：北村俊昭氏（代表取締役会長）

委員：上田隆之氏(代表取締役社長)、柳井準氏(独立社外取締役)、飯尾紀直氏(独立社外取締役)、西村篤子氏(独立社外取締役)

(経営諮問委員会)

国際的な政治経済情勢及びエネルギー情勢の展望、グローバル企業としての経営戦略の在り方、コーポレート・ガバナンスの強化の在り方等の諸課題について、外部有識者から取締役会に多面的かつ客観的な助言・提言を頂き、企業価値及びコーポレート・ガバナンスの向上を目指すことを目的として、2012年10月に経営諮問委員会を設置しております。本委員会は同分野に幅広い知見を有する大学教授等国内外の外部有識者から構成され、社内から代表取締役及び経営企画本部長等が出席します。2020年度は2回開催しました。

最終更新日現在の委員は以下のとおりであります。

委員：ケント カルダー氏、小山堅氏、竹内純子氏、安田隆二氏、山内昌之氏

(コンプライアンス委員会)

グループ全体として一貫したコンプライアンスの取組みを推進することを目的として、2006年4月にコンプライアンス委員会を設置しております。本委員会はコンプライアンス担当役員を委員長とし、常設組織の本部長・担当役員、監査ユニット ジェネラルマネージャー等から構成され、コンプライアンスに関わるグループの基本方針や重要事項を審議し、コンプライアンス実践状況を管理しております。2020年度は9回開催しました。

最終更新日現在の委員は以下のとおりであります。

委員長：池田隆彦氏(技術本部長、水素・CCUS事業開発室担当、HSE及びコンプライアンス担当)

副委員長：橘高公久氏(経営企画本部長、法務担当)、佐瀬信治氏(総務本部長)

委員：伊藤成也氏(オセアニア事業本部長、海外事業統括)、矢嶋慈治氏(グローバルエネルギー営業本部長)、川野憲二氏(アジア事業本部長)、山田大介氏(財務・経理本部長)、藤井洋氏(アブダビ事業本部長)、平山公也氏(国内E&P事業本部長)、久保孝氏(資材・情報システム本部長)、坂元篤志氏(戦略プロジェクト室担当)、石井義朗氏(再生可能エネルギー・新分野事業本部長、水素・CCUS事業開発室副担当)、滝本俊明氏(上流事業開発本部長)、島田伸介氏(米州事業本部長)、三浦和佳氏(国内エネルギー事業本部長)、仙石雄三氏(ユーラシア・中東・アフリカ事業本部長)、人見茂樹氏(監査ユニット ジェネラルマネージャー)

(CSR委員会)

当社グループの社会的責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取組みを推進することを目的として、2012年4月にCSR委員会を設置しております。本委員会は代表取締役社長を委員長とし、代表取締役、総務本部長、経営企画本部長、コンプライアンス委員会委員長、コーポレートHSE委員会委員長から構成され、コーポレート・ガバナンスや気候変動対応を含め、CSRに関する基本方針、CSR推進に関する重要事項等を審議します。2020年度は3回開催しました。

最終更新日現在の委員は以下のとおりであります。

委員長：上田隆之氏(代表取締役社長)

委員：北村俊昭氏(代表取締役会長)、池田隆彦氏(技術本部長、水素・CCUS事業開発室担当、HSE及びコンプライアンス担当)、橘高公久氏(経営企画本部長、法務担当)、佐瀬信治氏(総務本部長)

(その他)

その他、石油・天然ガス開発の事業活動における労働安全衛生と環境の継続的な改善活動を推進するためコーポレートHSE委員会、事業活動における情報資産の利用及び管理に関する基本事項を定め、高い水準の情報セキュリティを組織的、体系的かつ継続的に確保するため情報セキュリティ委員会、当社が参画する石油・天然ガス上流事業プロジェクトの重要な節目においてその準備状況を確認し、プロジェクトの価値向上及び推進に関する当社の意思決定に資することを目的としたINPEX Value Assurance System(IVAS)審査会を設置・運営しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社経営理念に基づき、継続的かつ安定的な事業運営を実現するため、業務に精通した取締役による業務執行を監査役が監査する監査役設置会社の機関設計を採用しております。また、急速に変化する経営環境及び業務の拡大に的確・迅速に対応するため、業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入し、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っております。

当社では、産油国政府や同国の国営石油会社、国際石油会社等との重要な交渉機会が多く、これには当社事業に関する知識・技術並びに国際的な経験を有し、業務に精通した社内出身の取締役・執行役員があたる必要があると考えており、社内出身の取締役は原則として執行役員を兼務することで、取締役会が効率的に業務の執行を決定するとともに、実効的な経営の監督機能を発揮する体制を確保しております。また、経営の透明性の向上と取締役会の実効的監督機能の強化を図る観点に加え、独立した立場から、自らの知見に基づく助言、経営の監督、利益相反取引の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることで社内出身者とは異なる客観的な視点を経営に活用するため、取締役全14名中6名の社外取締役を選任しております。

この社外取締役には、資源・エネルギー業界や財務・法務その他の分野において、企業経営経験者、学識経験者又はその他の専門家等として、豊富な経験と幅広い見識を有する社外の人材を選任することとしております。

また、当社の監査役は、全5名中4名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を置き、更に内部監査部門(監査ユニット)や会計監査人、社外取締役との連携を強化するなどの取り組みを行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月25日に開催した第15回定時株主総会に関し、総会3週間前の同年3月3日に招集通知を発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け、同年2月24日に当社ホームページにおいて招集通知を早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年3月25日に第15回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を、2010年6月に開催した第4回定時株主総会より導入しております。また、スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使サービス「スマート行使」を、2018年6月に開催した第12回定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを、2010年6月に開催した第4回定時株主総会より導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文版の株主総会招集通知及び決議通知を作成し、TDnet及び当社ホームページに掲載しております。
その他	株主の皆様の利便性に配慮し、WEB版招集通知である「ネットで招集」サービスを採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト (https://www.inpex.co.jp/ir/policy.html) 内に、情報開示方針、情報開示に係る社内体制、社内規程の概要、IR活動状況等につき掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフェア等の参加に加え個人投資家向けに説明会を開催しております。(実地開催、オンライン等により適宜実施)。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、決算内容や業績予想等について、半期毎に説明会を開催しております(実地開催、オンライン等により適宜実施)。 説明会の模様は、当社ホームページのIRサイトにて日本語及び英語で動画配信しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア等への海外IRロードショーを実施しているほか、随時カンファレンスへの参加や個別説明を実施しております(個別訪問、電話、オンライン等により適宜実施)。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイト (https://www.inpex.co.jp/ir/) 内に、主に下記の資料を掲載しているほか、最新のニュースリリース、業績・財務、原油価格・為替、株価、株式などの様々な情報を開示しております。 ・決算短信 ・決算説明会資料 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・統合報告書 ・ファクトブック ・株主通信(事業活動のご報告) ・株主総会資料(招集通知/決議通知/臨時報告書)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名: 広報・IRユニット IRグループ IR担当役員: 取締役専務執行役員 経営企画本部長、法務担当 橘高公久 IR事務連絡責任者: 執行役員 広報・IRユニット ジェネラルマネージャー 細野宗宏	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社会的責任を果たし信頼される企業であり続けるための指針として企業行動憲章を、また、すべての役員及び従業員に対しては、当社グループの業務を遂行する上で適用される法令、社内規程などに加え、守らなくてはならない原則として行動基本原則をそれぞれ定めており、この中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 また、当社グループの役員及び従業員が、経営理念や企業行動憲章のもと、業務を遂行する上で守るべき行動基本原則を実践できるように、コンプライアンスを具体化するための遵守事項として、行動規範を定めており、この中でステークホルダーとの信頼関係の構築に努め、社会に貢献することを遵守事項として規定しております。 加えて、人権尊重に対する当社の姿勢を、INPEXグループ人権方針にて包括的に明示しております。 なお、海外事務所、各プロジェクト会社の現地オフィスなどにおいては、行動規範に反しない範囲で、それぞれの国・地域の法律や慣習など、実情に応じて適宜内容を調整したうえで、固有の行動規範を策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、世界各地で事業を展開していくにあたって、事業を遂行する地域と地球の環境保全は、優先して果たしていくべき重要な社会的責任の一つであると考えております。そのため当社グループでは、環境安全方針を制定し、当社グループのHSE（労働衛生、労働安全、環境保全）に対する取り組みの基本理念を宣言しております。 また、当社グループの社会的責任をより一層果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取り組みを推進するため、CSR委員会を設置・運営しております。 当社グループのCSR活動及びESGの取り組みは、企業行動憲章ならびにCSR重点テーマに則り、かつ、プロジェクトを実施する各国・各地域のステークホルダーの関心に配慮して推進されております。 これらの具体的な活動内容は、『サステナビリティレポート』及び当社ホームページ (https://www.inpex.co.jp/csr/) に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、従業員、取引先、ビジネスパートナー、操業地域の住民をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを企業行動憲章に定めており、この憲章に基づいて、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティを向上させるべく、株主や投資家の皆様に向けたIR活動、株主総会やホームページ、広報活動等を通じた情報の積極的かつタイムリーな開示・発信を行っております。また、従業員向けには常時更新型のウェブ社内報を提供することで、常に情報発信の充実に加えて異なる部署間、拠点間のコミュニケーション促進に努めております。社内体制については、適時開示体制を体系的に整理した「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理、伝達・開示プロセス等を定め、情報開示体制を強化しております。なお、情報開示方針等は当社ホームページのIRサイト内 (https://www.inpex.co.jp/ir/policy.html) に掲載しております。
その他	当社は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、心身共に安心して仕事に従事できるよう、労働安全衛生を確保し、働きやすい職場環境の整備や能力開発の機会提供に取り組んでおります。 当社グループでは、2018年9月に「INPEXグループ健康宣言」を発表し、従業員の健康の維持・増進ならびに当社の生産性向上を目指す健康経営に取り組んでおり、多種多様な人材が活躍できるよう性別、年齢、国籍、文化、習慣などによる差別をすることなく、有能な人材を採用し、適材適所に配置・処遇しております。 女性活躍推進法における一般事業主行動計画において2023年3月31日までに幹部社員に占める女性の割合を3%以上とすること、女性の新卒採用者数が年間の新卒採用者全体の25%程度となること、各職種において女性の採用者数を増やすこと等の目標を掲げ、積極的に女性社員の登用を進めております。その結果、海外も含めた当社グループ全体の女性従業員は2020年12月末時点において全従業員の約19.25%にあたる、609名となっております。 また、従業員がそれぞれのライフスタイルに応じて能力を最大限に発揮できるよう、本社および一部の事業所にフレックスタイム制勤務制度と在宅勤務制度を導入し柔軟な働き方を可能にすると共に、育児や介護に携わる従業員の仕事と家庭の両立を支援する環境整備として、小学校4年生以下の子どもの養育する従業員や要介護状態の家族を介護する従業員を対象とした育児短時間勤務制度・短時間フレックスタイム制勤務制度、有給の看護休暇など、法定を上回る支援制度を導入しております。 制度面の整備のみならず、若手女性社員を対象としたキャリア研修、課長級社員が参加する育児世代を部下に持つ上司向けの研修、女性が大半を占める一般職向けの階層別研修などの女性活躍を後押しする研修に加え、30歳・40歳・55歳のキャリア研修、外国人向け日本語研修など、多岐に亘る能力開発の機会提供を通じてダイバーシティに関する従業員の意識改革を推進し、多種多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組んでいます。 これら取り組みが評価された結果、「健康経営優良法人（大規模法人部門）」（ホワイト500）に3年連続で認定され、さらに、2021年は「健康経営銘柄」に2年連続で認定されております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備についての決定内容〕

当社の取締役会は「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」について以下のとおり決議しております。

a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章及び行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、コンプライアンス担当役員及び常設組織の本部長又は担当役員等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図ることで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。社長直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、前年度の監査結果及び当年度の監査計画について、取締役会へ報告する。

さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存及び管理する。

c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

(1)重要事項の決定については、常勤の取締役、役付執行役員等で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。

(2)日常の職務遂行については、取締役会規程その他の社内規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

また、取締役会は、長期の経営戦略と中期の経営計画を策定するとともに、その進捗状況の報告を受ける。

当社は、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため取締役等を本部長とする本部制を採用しているが、各本部等は、経営計画等を実現するため、重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、事業環境に応じた主要なマイルストーンとなる取り組みを推進し、経営会議は、その進捗状況の報告を受ける。

e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下、「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求め、又は承認する。

ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社におけるリスク管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。

ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、経営の長期戦略と経営計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。

(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会又は取締役会議にて決定を行う。

(2)子会社の日常の職務執行については、子会社における職務権限を定めた規程に基づいて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知徹底する。

当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。

当社は、子会社において取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結する。

f) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置く。

当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

g) 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

当社グループの内部通報制度においては、コンプライアンス担当役員は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人からの内部通報の状況について、速やかに当社の常勤監査役に対して報告する。

h) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

i) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。併せて、当社は、監査役と社外取締役との定期会合の機会を確保し、相互連携と情報共有の充実を図る。

また、当社は、監査役が内部監査部門とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。

さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

―業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要―

当社は、「株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容に基づき、内部統制システムを適切に運用しておりますが、当事業年度における主な運用状況の概要は、次のとおりです。

<コンプライアンス体制>

当社は、当社グループの行動規範(Code of Conduct)を制定し、全ての役員及び従業員に対し、法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けております。また、コンプライアンス委員会を定期的及び随時に開催し、コンプライアンスの実践状況等を確認するとともに、取締役会に報告いたしました。

コンプライアンス委員会で決議した活動計画に従い、社内の各種ツールを利用したコンプライアンスに関する情報発信や、定例の社内コンプライアンス研修等に加えて、当年度の重点的な活動として、既存の内部通報窓口に追加する形で、経営上のリスクが特に高い贈収賄・汚職、競争法違反、不正な会計処理の3つの分野に係る通報に特化し、かつ多言語での受付を可能とする新規通報窓口を開設しました。また、各部署に配置したコンプライアンス推進担当者とコンプライアンスを統括する部署の担当者との会合を半期毎に開催するなど、職場全体としてのコンプライアンス活動の拡充・強化に取り組みました。さらに、贈収賄・汚職防止の取組みとして、新規通報窓口の開設とともに、当社グループの姿勢を包括的に明示する「INPEXグループグローバル贈収賄・汚職防止方針」を策定のうえ公表しており、前年度に引き続き、社内の組織におけるリスク評価を実施しました。

また、人権尊重に対する当社の姿勢を明示するため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「INPEXグループ人権方針」を策定・公表しており、さらに、企業の事業とサプライチェーン上の奴隷労働及び人身取引などの人権侵害への取り組み等を明らかにすることを目的に2015年10月に施行された英国法「Modern Slavery Act 2015」への対応として、2016年度より毎年、当社ウェブサイト上に「Modern Slavery Act Statement(英国現代奴隷法ステートメント(日本語版は仮訳))」を開示しております。

グローバルに事業を展開する当社グループは、税務コンプライアンスに関する基本的な考え方を表明する「税務方針」を策定・公表しており、クロスボーダー取引に係る税務等に適切に対応するため、税務ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

なお、当社では、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、本年度は、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

<リスク管理体制>

事業に関連する様々なリスクに対処するため、まず、新規プロジェクトの取得に際しては、上流事業開発本部により一元的に採否の分析・検討を行っています。また、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価等を組織横断的に行うための仕組みとして「INPEX Value Assurance System(IVAS)審査会」を運営しているほか、各プロジェクトのリスク及び対処方針を定期的に見直すとともに、主要なプロジェクトについては取締役会にて報告しております。

次に、事業を行う国や地域のカントリーリスク管理に係るガイドラインを制定し、リスクの高い国には累積投資残高の目標限度額を設定する等の管理を行っております。

さらに、為替、金利、原油・天然ガス価格、及び有価証券価格の各変動リスクを特定し、それらの管理・ヘッジ方法を定めることで財務リスク管理を行っております。

また、HSE(健康・安全・環境)リスクに関しては、石油・天然ガス開発の事業活動における労働安全衛生と環境の継続的な改善活動を推進するため、HSEマネジメントシステムで定めるHSEリスク管理要領に基づき、事業所毎にHSEリスクの特定、分析・評価を行っています。また、リスク対応策を策定、実行するとともに、HSEリスクを監視するため、リスク管理状況を定期的に本社に報告させ、本社ではこれを確認しております。さらに、セキュリティに関するリスク等についても、要領や指針をもとに全社的な管理に取り組んでおります。当期は、ノンオペレータープロジェクトのHSEパフォーマンスを確認し、ノンオペレータープロジェクトのHSE管理要領を策定のうえ、HSEパフォーマンスの向上を図っております。

一方、大規模な事故や災害等による緊急事態に対応できる能力を高めるため、緊急時・危機対応計画書を作成するとともに、平時より緊急時対応訓練を定期的に実施する等、積極的にリスク管理に努めております。また、重要な業務を停止させないために事業継続計画(BCP)を策定しており、2020年の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、BCPを発動し、在宅勤務を含めた必要な対策を実施しました。当社は2021年1月に「今後の事業展開～2050 ネットゼロカーボン社会に向けて～」を発表し、パリ協定目標に則し、2050年までに排出量ネットゼロとする目標を設定しました。これに伴い2015年12月に発行した「気候変動対応の基本方針」を、2021年1月に全面改定し対外開示しました。また、同基本方針に基づく気候変動対応の推進状況を具体的に紹介する「INPEXの取組」を追加して、2021年2月に対外開示しました。なお、「INPEXの取組」については原則として毎年1回アップデートすることとしております。

このほか、重要な契約や訴訟等に関する事業部門及び経営陣への適切な法的助言ができる体制の整備並びに国内外の事業への法務サポート機能のさらなる充実のため、リーガルユニットを独立した組織とし、リーガルリスクの管理も強化しております。

また、情報セキュリティ委員会を定期的及び随時に開催し、組織的・体系的な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報漏えい防止を含む教育・訓練も実施しております。

<職務執行の効率性を確保するための体制>

2018年5月に、2040年度までの長期的な展望を示した「ビジョン2040」と、2018年度から2022年度までの5か年における取り組み・目標である「中期経営計画2018-2022」を、また、2021年1月に、事業環境の変化に対応すべく「今後の事業展開～2050 ネットゼロカーボン社会に向けて」を、策定・公表しました。中期経営計画を実現するための経営執行部門の事業運営方針である全社取組方針を踏まえ、全社の2020年度計画・目標を策定するとともに、期末にその進捗状況の振り返りを実施し、その評価結果について取締役会に報告しております。

<グループ会社の経営管理体制>

グループ経営管理規程及びグループ経営管理に係る契約に基づき、当社は、グループ会社との間で重要事項について報告を求め、又は承認をしております。また、当社の内部監査部門である監査ユニットが、年度監査計画に基づき子会社の監査を実施するとともに当社取締役会において監査結果を報告しております。

一方、グループ運営に当たっては、海外プロジェクトの子会社について当社との兼務体制を活用するとともに、併せて資金面では、Cash

Management Systemによるグループ資金の一元管理体制を通して資金効率を高めているほか、シンガポール共和国に設立した当社金融子会社でのグループ内ファイナンス業務の集中管理等、効率的な事業運営を図っております。

当社の内部通報制度はグループ全体に適用されるものとなっており、当社及び各子会社における研修及び周知活動を通じて、通報者に対する不利な取り扱いの禁止を徹底しております。

＜監査役の監査の実効性を確保するための体制＞

監査役は、監査の実効性の向上を図るため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議への出席、各部門に対するヒアリング、代表取締役をはじめ各取締役との会合等を通じて、必要な情報収集と意見交換を行っております。また、監査ユニットの年度監査計画の策定に際して意見交換を行い、かつ、個々の監査結果について随時報告を受けるほか、会計監査人から四半期毎の決算のレビュー結果を含め必要な報告を受けるなど、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を取っております。

さらに、常勤監査役は、コンプライアンス担当役員より、内部通報の内容及びその対応について速やかに報告を受けております。

なお、執行部から独立した専任の使用人を配置する組織として監査役室が設置され、監査役の職務を補助しております。

2007年9月に施行された金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応につきましては、内部統制の各領域(全社統制、業務処理統制及びIT全般統制)において、その整備及び運用状況を評価し、検出された統制上の不備については、全て改善を行っております。その結果、2020年12月末時点において、財務報告にかかる内部統制は有効に機能していると評価し、その旨の内部統制報告書を作成し、関東財務局に提出しております。また、監査法人からも、同内部統制報告書に対する適正意見を受領しております。今後も引き続き、内部統制の整備及び運用評価作業を通じ、財務報告の信頼性を確保してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断することとしております。併せて、平素より関係行政機関、業界団体及び地域企業からの情報収集に努めるとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関や法律の専門家と緊密に連携し、毅然とした態度で対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（甲種類株主総会）の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式の内容につきましては、前記「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〔適時開示体制の概要〕

当社は、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティを向上させるべく、プレスリリース等の広報活動やホームページを通じた情報の適時・適切・公平な開示を行うとともに、株主や投資家の皆様とのエンゲージメントや株主総会を通じて、当社グループへの理解促進を図っております。

1. 社内体制

当社は適時開示に係る「情報取扱責任者」として経営企画本部長を指名し、また、適時開示の実務に係る担当部門として広報・IRユニットを設置しております。

また、適時開示体制を体系的に整理した社内規程「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理・収集、開示プロセス、開示方法等を定めるなど、情報開示体制を強化しております。

2. 適時開示手続

当社の適時開示の対象となる情報の開示手続は以下のとおりです。

- (1) グループ会社を含めた役員等並びに全部門の責任者は、重要な会社情報若しくは重要情報またはそれらに該当する可能性のある情報を知ったときには、直ちに広報・IRユニットの責任者を通じて「情報取扱責任者」に報告する旨、「会社情報開示規程」に定めております。
- (2) 上記を補うべく、広報・IRユニットの責任者は、重要な会社情報及び重要情報を収集するため経営会議に同席しております。また、グループ会社に対しては、社内規程「グループ経営管理規程」において、当社の事前承認を必要とする事項や都度報告を行うべき事項を定めております。
- (3) 「情報取扱責任者」である経営企画本部長並びに広報・IRユニットは、開示対象となる情報（決定事実、発生事実、決算情報等）を網羅的に収集し、社内規程「職務権限規程」に基づき、取締役会決議事項の開示については取締役会において、それ以外の開示については経営会議において決議した上で、経営企画本部長の指示により開示を行います。発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、社長の承認をもって開示いたします。
- (4) 社内規程「内部者取引防止規程」に従い、重要な会社情報及び重要情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。

3. 情報開示のチェック体制

社長直轄の監査ユニットは、内部監査及び内部統制報告制度に基づく評価を通じて、適時開示体制の整備・運用状況をチェックしております。

〔コンプライアンス〕

当社は、企業の持続的な発展に必要なコンプライアンス体制を体系的に整備し、法令遵守・企業倫理の徹底に努めております。具体的には、グループ全体として一貫した取り組みを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や計画、そして重要事項を審議し、コンプライアンスの実践状況を管理しております。また、企業行動憲章の下、業務を遂行する上で守るべき行動基本原則を実践できるよう、コンプライアンスを具現化するための遵守事項を規定した行動規範を定めております。また、全社的なコンプライアンスの浸透を図るため、各職場にコンプライアンス推進担当者を配置し、定例会を開催するなど、役員及び従業員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

コンプライアンスに関する重大な事案が発生した場合には、コンプライアンス担当役員やコンプライアンス委員会が迅速に対応策を検討、実施する体制を確立しております。コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会は、監査役や監査役会、会計監査人、内部監査部門である監査ユニット並びに子会社などの相当する機関または部署と連携し、(1)コンプライアンスに関する施策の立案・実施、(2)実施状況のモニタリング、(3)コンプライアンス意識の啓発、(4)違反についての報告受付と調査、(5)違反に対する中止勧告その他の対応、(6)違反の再発防止策の策定などを行っております。

その他、グループ全体に適用される内部通報制度を整備するとともに、業務テーマ別、階層別の社内コンプライアンス研修を定期的に実施しています。さらに、海外事務所においては、各国の法令・文化に沿った行動規範を整備・運用し、グローバルなコンプライアンス体制の強化を進めております。

〔HSEマネジメントシステム〕

当社グループでは、ISO9001、ISO14001、ISO45001及びIOGP（国際石油・天然ガス生産者協会）のガイドラインを参照し、健康（Health）、安全（Safety）、環境（Environment）への取り組みを包括したHSEマネジメントシステムのもと、労働安全衛生活動及び環境保全活動の継続的な改善と向上に努めております。

同システムは、環境安全方針、HSEマネジメントシステム規則、各種要領及び指針群からなる文書とHSE委員会、HSE担当部門からなる組織で構成されております。

〔情報セキュリティ対策〕

当社グループでは、保有している情報の機密性、完全性及び可用性の維持に向けて、「情報セキュリティ基本方針」を定めております。さらに、全社統括組織として設置された情報セキュリティ委員会のもと、関連する諸規程の制定や管理体制の整備、情報資産を守るために必要なシステムの・物理的・人的な対策を計画的に講じております。

内部からの情報漏えい対策として、体系的な対策だけでなく、社内の情報セキュリティ意識を高め、「情報資産」を大事にする価値観や風土を会社文化として根付かせるための活動を展開しております。また外部からの攻撃に対しても、侵入を防止する体系的な対策は勿論のこと、万が一攻撃を受けた際には速やかに発見し是正するための対策も講じております。

当社は、企業の社会的責任を果たすべく、当社グループ内の連携を強化しながらコーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、グループの総合力を向上させていく所存であります。

